

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
60	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>8. ボランティアセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主事業について 奈良市ボランティアセンター指定管理者管理業務仕様書において、自主企画事業については下記のように定められている。 (表省略) これに対して、指定管理者である社協は、事業計画書において以下の2点を自主企画事業として挙げている。 ・社協で保有しているボランティア基金から生じた運用益を、ボランティアセンターに登録している団体に活動補助として支給する事業 ・ボランティア活動保険加入の受付事務 <p>これらの自主企画事業は、費用を徴収する事業ではないため、事前申請は行っていない。しかしながら、報告については市になされておらず、それに関連して、自主企画事業にかかる経費が指定管理料から支出しているかも不明である。市は実態を把握し、自主企画事業についてのモニタリングを行うべきである。</p>	協働推進課	措置済	<p>平成27年度からは、「奈良市ボランティアセンター指定管理者業務仕様書」において、自主企画事業を実施する場合は、事前に書面により自主事業実施計画書を提出し、了承を得るよう改善しました。また、事業終了後、自主事業報告書の提出を受け、自主企画事業の内容について、確認しました。</p>	平成28年3月31日現在
81	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>14. 鴻ノ池球場等30施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料について スポーツ振興課が所管する4つのプール（西部生涯スポーツセンター屋内温水プール、青山プール、ならやま屋内温水プール、石打コミュニティスポーツプール）は、65歳以上の市民は無料で使用しているが、条例には定められていない。使用料を徴収するか、条例を改正するか、いずれかの対応をされたい。 	スポーツ振興課	措置済	<p>「奈良市体育施設条例」を改正し、受益者負担の適正化の観点から、青山プール、ならやま屋内温水プール及び西部生涯スポーツセンター屋内温水プールについては、65歳以上の使用者からも、令和2年4月より一部使用料を徴収することとしました。石打コミュニティスポーツプールについては、小学生などの子供を対象とした施設であり、大人料金の設定をしているものの、ほぼ小人の利用のみであるため、使用料の徴収又は条例の改正は行いません。</p>	令和元年9月1日現在
125	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>25. 総合福祉センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの家はり・きゆう治療所の支出について みどりの家はり・きゆう治療所は、障がい者専用の治療所であり、治療費は無料である。平成24年度は延べ3,999人が利用している。 平成24年度の当該治療所運営に係る市の支出は以下のとおりである。 (表省略) <p>上記支出のうち、人件費は総合福祉センターの指定管理料に含まれている。しかし、はり・きゆう治療所は直営であり、指定管理業務の範囲外である。直営であれば、通常は鍼灸師等に治療行為を業務委託し、委託料も「単価×回数」等で計算されるところ、指定管理料に含めていることにより3名分の人件費を全額市が負担することになる。はり・きゆう治療所の人件費を指定管理料から充当するのは不適切であるため改められたい。</p>	障がい福祉課	措置済	<p>平成28年7月1日から、業務委託により治療所の運営を行うこととし、はりきゆう治療所の人件費を指定管理料から充当することとはなくなりました。 また、委託料については、はりきゆう治療所は週5日間継続して運営されていることから必要な経費（人件費等）を積算して委託することとしました。</p>	平成29年3月31日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
153	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 32. 老人憩の家</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支決算書について 現地視察を行った登美ヶ丘老人憩の家では、平成21年度から繰越金が発生しているにもかかわらず、収支決算書には繰越金の実態を報告せず、収支を0円で報告している。 繰越金が発生した理由は以下の2点である。 <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料を下回る支出であったこと ・社協から老人憩の家に対して交付される協賛金を、指定管理料と合算して管理及び施設の運営に充当していたため、繰越金が発生した際に当該繰越金の発生源泉がどちらの収入であるかわからないこと ・登美ヶ丘老人憩の家の運営にかかる繰越金、実際の支出額及び市への支出報告の推移は、以下のとおりである。 (表省略) <p>さらに、他の老人憩の家7施設について、追加で事業報告書及び指定管理者が保有している元帳や領収書等を確認したところ、5施設で以下のような事項が検出された。 (表省略)</p> <p>指定管理者の指定管理料の管理は、ずさんとしか言いようがない。現状、指定管理料は定額支給となっているが、協定書において、精算条項を追加するとともに、事業報告書等のチェックを行った際に、元帳及び領収書がないような支出に対しては、指定管理料の返還を求めるような仕組みを検討されたい。</p>	長寿福祉課	措置済	<p>老人憩の家の管理運営事業について、適正な執行がされているか年に一度は現地に赴き、通帳、出納簿及び領収書原本を照らし合わせ、適正に執行されていることを確認しました。繰越金の明記や出納簿についても混在することなく明記されていたので、今後も収支決算書及び出納簿の管理を継続することを指導しました。</p>	令和元年9月1日現在
154	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 32. 老人憩の家</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託について 登美ヶ丘老人憩の家では、トイレ清掃を団体とは無関係の個人に依頼している。頻度は、月2回であり、委託料は年間43,000円である。契約書等は交わしておらず、口頭での依頼である。 <p>再委託については書面による市の事前承認が必要となるが、市の承認は得ていない。再委託の事前承認手続を遵守するよう、市は指定管理者に指導された。仮に金額が少額であるため、再委託についての手続を簡略化するのであれば、その旨を条例等で定められたい。</p>	長寿福祉課	措置済	<p>平成26年度の再委託については書面により事業下請負承認申請書を提出するよう指定管理者に指導を行い、事前承認手続をとるよう改善しました。</p>	平成26年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
155	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 32. 老人憩の家 ・選定委員について 老人憩の家及び田原老人軽作業場の現指定管理期間に係る指定管理者選定委員会の委員の中に奈良市万年青年クラブ連合会会長が選定されていた。連合会は連合会地区団体の上位団体であるため、「奈良市指定管理者選定委員会の委員の委嘱及び任命の基準」（4）委員の欠格事由の一つである「指定管理者の指定を申請する団体と特別の関係にある者」に該当する。 非公募とはいえ、公正な委員会を開催するという趣旨からも、委員の選定について、チェック体制を再検討すべきである。</p>	長寿福祉課	措置済	委員の選定においては、「奈良市指定管理者選定委員会の委員の委嘱及び任命の基準」を添付することで確認を徹底しました。平成29年度の指定管理者選定委員会では、任命の基準に基づき、委員として市自治連合会会長、会計士、大学教授及び市職員2名を選定しました。	平成29年9月30日現在
178	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 38. 都祁農畜産物処理加工施設・都祁農林水産物処理加工施設 ・事業報告について 総合財団が指定管理者を務めていた平成24年度において、指定管理者が提出した年度の事業報告の中に、管理業務にかかる経費や収支を報告した資料がなかった。平成24年度以前より、指定管理者から管理施設ごとの収支に関する報告はなされてこなかった。しかし、総合財団の財団全体の事業報告の一部である「特産品事業収支計算書」が実質的に当施設にかかる収支を示したものであるため、所管課は年度末に当該資料を入手して収支を把握していた。 基本協定書第6条において、「指定管理者は、管理業務にかかる経費を他の経費と区別して執行し、その収支を明確にしなければならない」との定めがある。また、仕様書において指定管理者が会計年度終了後に提出するように定められている事業報告の記載事項としても「管理経費の収支状況」が挙げられている。 市は、仕様書に記載のとおり、指定管理者が年度の事業報告において、施設にかかる一年間の収支状況を「管理経費の収支状況」として報告するよう指導されたい。また、施設にかかる収支の情報は、年に一度だけではなく、月末ごと等もっと頻繁に入手してその内容を分析することが望ましい。市は指定管理者に対し、施設にかかる収支状況を、より短いスパンで定期的に報告させるようにも合わせて指導されたい。</p>	都祁行政センター地域振興課	措置済	平成25年度から指定管理者が年度末に提出する事業報告において、管理経費の収支状況の報告をするよう指導し、報告書の提出を受け、内容を確認しました。平成26年度からは毎月収支報告をするよう指導し、内容を確認しています。	平成26年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
204	<p>V. 直営施設について (12) 都市公園・児童遊園 ・委託費について 市は、都市公園・児童遊園の清掃業務を奈良市清美公社と障がい者団体に随意契約で委託している。平成24年度の委託額は奈良市清美公社65百万円、障がい者団体5百万円である。奈良市清美公社に対する清掃業務の委託は、地方自治法及び同施行令に定める随意契約によることができる場合に該当しないため、入札により業務を委託されたい。</p>	公園緑地課	措置しない (対応不可 能)	<p>入札にした時の問題点として、1清掃業務内容は、除草、剪定、ゴミ回収、池清掃、トイレ清掃、灌水、砂補給、土補給、落ち葉清掃、遊具等のペンキ塗装等多岐にわたる作業であります。分割して入札する方法がありますが作業ごとに違った業者になると同一公園で作業が重複するなど作業の時期調整が発生し効率低下につながります。2毎年業者が代わることが想定され、奈良市管理の都市公園・児童公園等683箇所についてその都度現場説明が必要となり業務の効率低下となります。また、業者による市民サービスの差異が生じ均一な市民サービスが不可能になります。3契約期間は、4月1日から翌年3月31日の1年を通して履行しておりますが、入札時期、支払時期等の調整が発生し、清掃業務事務手続きがかなり輻輳し効率が低下します。</p>	平成26年9月30日現在